

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成30年12月10日(月) 午後 1時30分 開会 午後 1時57分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	萩原 鉄也 田中志摩子 川添 康大 米谷 政久 安藤 玄一 国島 正富 小沼 富夫
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	6人
8 事 務 局	次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第23号 横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を  
求める陳情

結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【萩原鉄也議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。  
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第23号、横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第23号、横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情」に対して、意見を述べさせていただきます。

今回の陳情の趣旨にあるような、日本の民間旅客機は自由に飛べないとか、羽田空港の離発着は、横田ラブコンという占領空域を迂回せざるを得ず、乗員、乗客に時間と費用、安全面で負担と犠牲が強いられているということは、誤った考えではないのかと思います。現在でも民間機は飛べないということはなく、米軍の管制官から許可を得る必要はありますが、そもそも日本国内にパイロットの自由意志で飛べる場所はなく、どこのエリアであろうと飛行計画書を事前に提出し、管制官の承認を得て飛行する必要があります。また、横田空域は、そのエリア内にある米軍基地や自衛隊基地からの離着陸を円滑にし、上空を通過する航空機の影響を最小限に抑えることで、安全に飛行できるようにする目的でもあると考えます。迂回により燃料費が大きくなることも考えられますが、今の民間機は、可能な限り早い段階で高度を上げて、燃料消費を抑えて飛行する方法で、離陸後数分で横田空域の制限高度より上に達するので、費用、安全面での負担と犠牲には当たらないと考えます。

よって、陳情23号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第23号、横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

横田ラブコンは、1都8県の上空が、米軍の巨大な支配空域になっています。この空域を管理しているのが、米軍、横田基地です。どのルートを通る飛行機も、この横田ラブコンを越えるために、一度、房総半島方面に離陸して、急旋回と急上昇を行わなければなりません。そのため、利用者は本来、不要な燃料経費を価格に転嫁されたり、時間のロスを強いられているのが現状です。

これらは全て日米地位協定で規定されているもので、日米地位協定の不条理が、

東京オリンピックにまで影響を与えております。羽田空港発着の国際線を増便するため、東京都心上空を飛行させる新ルートをめぐり、米軍横田基地が管制権を持つ空域を一時的に通過することについて、米国側の合意を得られないとの報道もなされております。

よって、陳情者の考えは十分理解します。しかしながら、政府は東京五輪・パラリンピックが開かれる2020年までに新ルートの運用を始める方針とのことですので、今しばらくは政府の動きを注視すべきと考え、不採択とさせていただきます。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第23号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情の具体項目は、住民の生活と安全安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラブコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、航空法や環境法令などの国内法を適用させるよう要請する意見書を国に提出することです。

米軍横田基地による航空機の管制業務を行う空域が、横田ラブコン（横田進入管制空域）と呼ばれております。高度は約2440mから約7000mまで、階段状に6段階の高度が設定されています。民間機は、米軍の許可がなければ、この中を飛ぶことができません。そのため、1日の発着回数が約1000回に上る羽田空港（国内線）に西から進入する航空機は、東海沖から房総半島を経由してから旋回し、着陸せざるを得ず、遠回りで時間も燃料費もかかる、非効率的な飛行を強いられています。

日米地位協定第6条1項は、軍用機と民間機の航空管制の調整について、両政府の当局間の取り決めによって定めると規定されています。その取り決めが日米合同委員会の航空交通管制に関する合意であり、日本政府は、米国政府が地位協定に基づき、その使用を認められている飛行場及びその周辺において、引き続き管制業務を行うことを認めるとしています。

米軍は戦後、日本占領時代、日本の航空交通管制を一元的に実施してきました。1959年の日米合同委員会で航空管制業務が日本に移管されましたが、米軍基地の飛行場管制業務と周辺の進入管制業務は除かれました。米軍の航空管制が維持され、1975年の合意に至っております。航空管制業務を米軍に認める法的根拠もありません。

私たち日本共産党としても、在日米軍基地の全面撤去、基地のない平和な日本をめざすこと、日米地位協定を抜本的に見直し、世界に類例のない米軍優遇の特権をなくすという立場にあり、横田ラブコンの撤廃、首都圏の上空の主権を取り戻すことについても理解ができるところです。

以上の理由からも、本陳情には賛成の意見とします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第23号、横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

このたびの陳情、横田ラブコンについては、日本が敗戦後の復興に向け、アメリカ合衆国との間に相互協力と安全保障に関する協定を前提とする条約の中で定

められた航空管制権の定めと理解いたします。締結された概要については聞き及んでいましたが、その具体内容については、日米の安全と平和の維持にかかわる重要な協定と言えます。特に横田ラブコンについては、具体知識もなく、この陳情審査に当たり、改めて調査研究した事柄でございます。

日米地位協定は、両国の平和の維持にかかわる重要案件であり、地方自治体の政治環境には、規模や立地環境、産業構造等大きな格差もあり、地方議会が簡単に日米地位協定の一部と言える航空管制権協定の撤廃を求める陳情を国に提出することは適当とは考えられません。これまでも、そのあり方についての議論はされ、一部の見直しも進んできました。陳情趣旨でも憲法の上に日米地位協定があるとされ、国会の上に日米合同委員会があるとされています。

そこで、日本が主権をどのように位置づけ、平和で国民の生命、財産を守ることができるのか、主要国と十分議論し、国際社会の合意も求められるものと推察いたします。特に日本の平和外交については、複雑化する多様な国際社会の中で、自然環境や歴史文化に富んだ環境を保全するとともに、強い経済力の確立があって、健全な財政のもとに国際貢献を前提とするものと思います。近年の国際社会の変化の中で、日本が国際社会のリーダーとして、自国の主権を守るため、その前提となる憲法の見直しなくして、日米対等の地位協定の議論にはならないものと考えます。

このようなことを考え、今回の陳情は不採択といたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第23号、横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、新聞報道により、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、羽田空港の国際線発着枠を広げようとしたときに、横田ラブコンが障害となっていることが明らかになり、そのため、政府は米軍に対して通過できるよう交渉してきたが、それについての対応が、夕方の約4時間だけという条件つきで合意する見通しとなったという報道に触発されたものと理解いたします。しかし、これについて、現段階では政府、国交省が正式なコメントを出してはならず、政府から要望して4時間だけという条件つきではあっても合意をしているということでもあります。このことを考えると、横田ラブコンを撤廃させるということは、基地が存在している現段階では、一気に撤廃というのは現実的ではないと考えますし、日米地位協定の見直しを含めて、日米安全保障等のさまざまな関係性の角度から総合的に見ていく必要があります。政府の動向を注視していくべきと考えますので、現段階では不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第25号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【萩原鉄也議員】 次に、「陳情第25号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第25号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

消費税の増税は、何のために行われるのかというと、社会保障の安定化への対応と言えます。最近の日本では、少子高齢化により、社会保障制度が重要視されています。働く世代が負担する社会保障費が年々増加し、年金問題などにより不安視されている年金制度を安定させるためにも必要で、国民にとっても大きなメリットと言えます。消費税は、全国民に対して広く薄く増税することができ、さまざまな立場の人々から平等に徴収できる公平な税で、社会全体で社会保障制度をより安定させることになると考えます。軽減税率など問題は多少あるかもしれませんが、中止をしたり、先延ばしをすると、財政健全化が遠のき、社会保障の充実ができなくなるおそれがあると考えます。

よって、陳情第25号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第25号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

日本の財政状況は、国と地方を合わせた借金が1000兆円を超え、先進国で最悪の水準です。さらに、団塊の世代と呼ばれる人たちが、今後75歳以上の後期高齢者になる時代を迎えます。後期高齢者になると、1人当たりの医療、介護費が増大いたします。社会保障給付は、2012年に109兆円程度でしたが、2025年にはおよそ149兆円にまではね上がるという試算があります。支え手になる、働く現役世代が減少する一方、支えてもらう高齢者は着実にふえていくのが、目に見えています。それが、今の若い人たちの将来不安にもつながっていると考えます。

消費税増税の議論については、8%から10%に引き上げることにより、およそ5兆6000億円の増収が見込まれると言われております。また、他の税務申告と違って、逃れようのない公平な税負担の方式だと考えます。現在の少子高齢化社会、医療や介護費が年々増大し、子ども政策にも予算をふやさなければならぬ社会事情の中、消費税を引き上げないならば、予算を切り詰めるか、別の形で増税することなどが必要になると考えます。

以上のことから、本件については不採択とさせていただきます。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第25号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

安倍首相は、来年10月から予定どおり消費税を10%に増税するとの決意を表明しました。しかし、今の経済の実態はどうか。深刻な消費不況が続き、貧困と格差が拡大しています。日本共産党は、所得の少ない人に重くのしかかる逆進性を本質とするこの消費税には反対ですが、今の経済状況のもとでは、消費税増税は論外です。増税を強行すれば、消費不況をいよいよ深刻にし、貧困と格差拡大に追い打ちをかける破局的な影響をもたらすことは必至です。内閣官房参与の京都大学大学院教授、藤井聡氏も、消費税10%増税は、日本経済を破壊すると警告しています。

税金には、その行動を抑制する罰金のような働きがあり、5%から8%へ増税してから、家計の実質消費支出は減り続け、いまだデフレ不況から脱却していません。そんな中で、消費に対する罰金として機能する消費税を増税すれば、消費は低迷し、国民の貧困化がさらに加速します。また、これまでも、消費税の大部分は大企業向けの法人税減税分の穴埋めをするための財源に消えており、社会保障の充実には使われておりません。既に決めている食料品などの軽減税率導入に加え、キャッシュレス決済でのポイント還元、マイナンバーカード利用者の買い物時のポイント加算、プレミアム付商品券など、これまで言われてきた対策を並べただけで、消費税を増税しながら、巨額の予算を投じて対策をとるなど、筋が通りません。政府は消費減や中小企業者への対策だと言いますが、効果は望めず、逆に中小業者を苦しめるものばかりです。

また、中小業者が不安を強めているのが、増税から4年後の2023年10月から導入されるインボイスです。消費税は、売り上げ時の消費税額から、仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税する仕組みです。現在は帳簿で処理していますが、インボイス導入後は、税額などを書類に明記し、取引先に通知することが必要となります。年間売り上げ1000万円以下の免税業者は、インボイスが発行できません。そうすると、取り引きから排除されるおそれがあるため、課税業者になることを事実上強いられます。課税業者になると、零細業者も納税しなければなりません。インボイスの導入には、消費税増税には賛成の日本商工会議所を含め、中小企業団体、商工団体がこぞって反対しています。

また、食料品などの消費税率を8パーセントに据え置く軽減税率導入は、軽減でも何でもありません。外食は10%の税率で、持ち帰れば8%になるなど、制度は複雑です。飲食施設のあるコンビニやスーパーでの混乱は避けられません。複数税率に対応できる専用レジも導入しなければならない中小業者にとっては大きな負担です。さらに、キャッシュレス決済でのポイント還元、マイナンバーカードを持っている人へのポイント加算も、キャッシュレス決済やマイナンバーカードそのものが普及しておらず、とりわけ中小商店の多くはカード決済などに無縁で、カードが使えるコンビニエンスストアなどに客を奪われかねません。

子育て、教育や社会保障のためには多額の財源が必要となりますが、私たちは

消費税に頼らない財源提案を繰り返し明らかにしております。その中心は、富裕層と大企業に応分の負担を求めるということですが、そのことは、アベノミクスのもとで、富裕層と大企業に空前のもうけが転がり込んでいる今、いよいよ当然の主張となっています。

保有株式時価総額1000億円以上の超大株主が保有する株式の時価総額は、安倍政権の5年9カ月で3.5兆円から17.6兆円へと5倍にも膨れ上がりました。大企業の純利益は、この5年間で19兆円から45兆円へと2.3倍にも膨れ上がりました。税金は、負担能力に応じて。応能負担の原則に立ち、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革こそ、今、取り組むべき最優先課題です。お金のない人ほど負担が重くのしかかる消費税増税には反対です。

以上の理由から、消費税増税中止を求める本陳情について、賛成の意見とします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第25号、『国に対し消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」について、反対の立場で私の意見を述べさせていただきます。

消費税増税については、2014年に8%増税後、2015年10月より10%に増税が決定したものの、消費の冷え込みは続き、アベノミクス3本の矢の重要目標とされた経済成長率2%アップにはほど遠い結果が続き、2017年4月までの延期とされてきました。観光立国を掲げ、取り組んだ多くの制度改革によるインバウンド政策は、訪日外国人の急増に大きな効果を発揮、特に中国人による日本製品の爆買いによる経済効果や宿泊施設の不足等、観光関連産業では大きな成果を上げたと言えます。また、経済政策の成果としては、大手企業を中心とした企業業績の改善が拡大してきました。特に、人手に頼るサービス産業や保育や介護サービスの担い手は不足し、有効求人倍率も大幅に好転するとともに、最低賃金の大幅アップも図られてきていますが、可処分所得の伸びまでには至っていません。しかし、日本が世界に類のない少子高齢化社会を迎え、子育てや障害者福祉、医療や介護などの大幅な負担は年々増加し、消費税10%増税は2019年10月より実施と決定されました。

増税前の駆け込み需要により、2019年前期までの消費増は見込まれますが、増税後の消費は、間違いなく落ち込んでくると思います。中小零細事業者の業績低迷を少しでも軽減に向けた対策として軽減税率の適用も定められましたが、その制度の中身は、事業者を軽視した複雑、多岐にわたる課題を抱えた制度と言えます。さらなる見直しが求められています。

しかし、税源のさらなる確保は喫緊の課題であり、課税に向けた多様な政策提言に対する反対意見を乗り越えても、税源確保は最重要政治課題と言えます。多様な取り組みの決定には、時々の政権の強い政治判断が伴い、政治主導なくして、日本の将来はありません。国の安全を支える平和外交維持には、現行憲法ではさらなる財政負担増も求められます。数百年に一度の自然災害や少子高齢化社会への対応に向けた国民負担増を赤字国債で賄う現行政治手法の限度は超えていると



思います。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第25号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

我が国は、かつてない少子高齢化社会を迎え、今後さらに2025年には高齢化のピークが訪れようとしています。高齢者に係る医療費や介護費等は、年々国の財政を圧迫し、しかも介護人材の確保が、介護職の所得の低さ等により厳しい状況となっています。さらに、若者が晩婚化し、1人の女性が出産する子どもの数は過去最低を更新。にもかかわらず、保育園の待機児童はふえ続けている状況です。女性の社会進出が進んでいる一方で、保育士の数がふえないことから、保育園で預かることができない事態になっている現状です。これも介護人材不足と同じ、保育士の所得の低さによるものと考えられます。そのため、政府はこうした少子高齢化に伴う社会保障費の財源を確保するために、消費税を引き上げることとしております。

2014年に消費税が5%から8%に引き上げられ、誰もがその負担の大きさを感じたことは否めません。以降、景気が低迷し、その回復に長い時間を要し、そのため、安倍首相も二度、10%増税を見送りました。しかしながら、介護職や保育士の処遇改善のため、財源を安定化させるには、消費税の増税が効果的であるとされています。その理由として、1つ目としては、国民全体から広く平等に課税できること、2つ目として、人々の働く意欲を阻害しない、3つ目として、消費税は脱税を防げるといったメリットがあるからです。その反対に、デメリットもあるのは確かです。消費者の購買意欲が減る、中小企業の負担がふえる、駆け込み需要の反動が起り、景気が悪化する等が懸念されています。

現在、政府は中小企業への支援策、そして軽減税率を設け、食料品等、必需品の消費税を8%に据え置くことで、生活者の負担軽減、さらに今後は低所得者層への対策を図ることとしています。何のために消費税を引き上げるのか、消費税を先延ばしにすれば、財政健全化が遠のき、社会保障の充実ができなくなります。それは結局、介護人材や保育士の確保、処遇改善が進まず、国民生活に影響が出てくることとなります。

よって、陳情第25号は、不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決

定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【萩原鉄也議員】　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 7 分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

総務常任委員会

委員長　萩原鉄也